

教 高 第 7 0 2 号
平成14年11月20日

各県立学校長 様

埼玉県教育委員会教育長

教育公務員特例法第20条第2項の規定に
基づく研修の取扱いについて（通知）

このことについて、公教育に対する保護者や県民の信頼を確保することが一層重要であるという観点から、下記のとおり取り扱うことが適切であるので、承認に当たっては遺漏のないよう配意願います。

記

- 1 長期休業期間中等、授業を実施しない日については、埼玉県立学校職員服務規程の規定等により、承認することができること。
- 2 授業を実施する日、いわゆる「課業日」については、原則として承認しないこと。